

平成22年11月30日

千葉労働局発表

連絡先

千葉労働局労働基準部安全衛生課	
課長	いながき ひろたか 稲垣 寛孝
主任安全専門官	よねくら みちお 米倉三千雄
課長補佐	やまもと まさひろ 山本 昌弘
電話	043 - 221 - 4312

## 平成22年度年末年始無災害運動安全パトロールの実施について

### 「今一度 慣れた心に喝入れて 災害防げ年末年始」

千葉県産業安全衛生会議（議長 千葉労働局長 <sup>ながやまひろゆき</sup> 永山寛幸）は、平成22年12月15日から平成23年1月15日までの間、平成22年度年末年始無災害運動（実施要領：別添）を展開することとしています。

この運動の一環として、労働災害の多い建設工事現場及び製造業を対象とした千葉県産業安全衛生会議構成機関による安全パトロールを下記により実施します。

なお、千葉労働局長は、第1班の建設工事現場のパトロールに参加を予定しています。

記

#### 1 実施年月日及び時間

平成22年12月15日（水） 午後1時30分～午後3時40分頃

#### 2 実施場所

(1) 第1班（建設工事現場）

五洋建設株式会社 東京土木支店 357湾岸千葉工事事務所

千葉市中央区登戸1-23-1 六羊ビル(事務所)

357号湾岸千葉地区改良その5工事

(2) 第2班（製造業）

佐倉市大作2-5-1

TOTOバスクリエイト株式会社

#### 3 安全パトロールの班編成

(1) 第1班（建設工事現場）

千葉労働局長、千葉労働局労働基準部安全衛生課長、千葉労働基準監督署長及び千葉県産業安全衛生会議の構成団体の代表者10名

(2) 第2班（製造業）

千葉労働局労働基準部長、千葉労働局労働基準部監督課長、東金労働基準監督署長及び千葉県産業安全衛生会議の構成団体の代表者5名

#### 4 その他

(1) 千葉労働局長がパトロールを行う第1班の安全パトロールの取材については、ヘルメット、安全帯等の準備がありますので、事前に、当課まで連絡をお願いします。

(2) 年末年始無災害運動実施要領ほか（添付資料）

平成22年度 年末年始無災害運動実施要領

平成22年 業種別死亡災害発生状況

# 平成年22度 年末年始無災害運動実施要領

## 今一度 慣れた心に喝入れて

## 災害防げ年末年始

千葉県産業安全衛生会議

**実施期間** 平成22年12月15日～平成23年1月15日

**準備期間** 平成22年12月1日～平成22年12月14日

### 1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが何かとあわただしい年末年始を無事故・無災害で過ごし、明るい年始を迎えることができるようにとの願いにより千葉労働局及び各労働基準監督署並びに下記構成機関で構成される千葉県産業安全衛生会議が主催する運動です。

千葉県内における労働災害は、長期的には減少傾向を示していますが、今年に入り増加傾向にあります。また、死亡災害は10月末現在で30人の尊い命が失われています。

一方、健康面では、仕事や職業に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は10人に6人の割合に達しており、メンタルヘルス上の理由により休業する労働者も少なからずおり、ストレス等での精神疾患による労災認定件数も高い水準にあります。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められています。とりわけ、年末年始はあわただしい時期でもあり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすく、また、年末には一斉に操業を停止し、大掃除や機械設備の保守点検作業が行われ、年始には、再び操業を開始するに当たっての立ち上げ作業が行われるなど、非定常作業が多くなる時期でもあり、各事業場、職場では災害防止のために特別の配慮が必要となります。

今一度、「安全第一」という基本に立ち戻り、心を引締めて作業前点検の実施、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認の徹底、交通ルールの遵守等を図ることが重要です。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「今一度 慣れた心に喝入れて 災害防げ年末年始」を標語として展開することとします。

### 2 重点目標

#### 死亡・重大災害の撲滅

墜落・転落災害・転倒災害

爆発・火災災害

交通労働災害

の防止を重点とする。

### 3 実施事項

#### (1) 主唱者

- ① 各種会合等の機会を利用して趣旨の徹底を図る
- ② 各機関の機関紙、報道機関等により広報するとともに、年末年始無災害運動の立看板、ポスター等を掲示し、趣旨の徹底を図る
- ③ 実施要領を実施者に配布し、実効ある運動を展開する
- ④ 安全パトロールを実施する

#### (2) 各事業場

- ① 経営トップが年頭にあって安全衛生方針の決意表明
- ② リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの確立など、自主的な安全衛生管理活動の活性化
- ③ メンタルヘルス、過重労働対策の推進
- ④ チームミーティング、KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動等自主的活動の推進
- ⑤ 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- ⑥ 非定常作業における災害防止対策の徹底
- ⑦ 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- ⑧ 安全衛生パトロールの実施
- ⑨ 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- ⑩ 墜落・転落災害の防止対策の徹底
- ⑪ はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- ⑫ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- ⑬ 飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康指導の実施
- ⑭ インフルエンザ等感染症対策の徹底
- ⑮ 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動の立看板、ポスター等の掲示
- ⑯ その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

#### 構成機関

千 葉 労 働 局  
千 葉 県  
(社) 千 葉 県 労 働 基 準 協 会 連 合 会  
中 央 労 働 災 害 防 止 協 会 千 葉 県 支 部  
建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 千 葉 県 支 部  
陸 上 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 千 葉 県 支 部  
港 湾 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 千 葉 総 支 部  
林 業 ・ 木 材 製 造 業 労 働 災 害 防 止 協 会 千 葉 県 支 部  
(社) 日 本 ボ イ ラ 協 会 千 葉 支 部  
(社) 日 本 ク レ ー ン 協 会 千 葉 支 部  
(社) ボ イ ラ ・ ク レ ー ン 安 全 協 会 千 葉 事 務 所  
(社) 建 設 荷 役 車 両 安 全 技 術 協 会 千 葉 県 支 部  
(公) 労 働 者 健 康 福 祉 機 構 千 葉 産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー  
(社) 千 葉 県 経 営 者 協 会  
千 葉 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会  
日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 千 葉 県 連 合 会  
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 千 葉 支 社  
(社) 日 本 労 働 安 全 衛 生 コ ン サ ル タ ン ト 会 千 葉 支 部

# 平成22年業種別死亡災害発生状況 (平成22年11月29日現在)

千葉労働局

		平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年(確定)	平成21年 H21.11.30	平成22年 H22.11.30	対同期 増減	増減率 %
製 造 業	食料品製造業	1	3	1					
	繊維・繊維製品製造業								
	木材・木製品・家具製造業								
	紙製造・印刷製本業			1			1	1	
	化学工業	1	4	2	1	1	1		
	窯業・土石製品製造業		2		1	1	2	1	100
	鉄鋼・非鉄金属製造業	3	2	1			1	1	
	金属製品製造業	2	3	5	3	3	1	-2	-66.7
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業				1	1	1		
	輸送用機械器具製造業	1							
	電気・ガス・水道業		1						
	その他の製造業	1		3			1	1	
	小計	9	15	13	6	6	8	2	33.3
鋳業							1	1	
建 設 業	土木工事業	11	8	4	7	5	3	-2	-40
	建築工事業	8	10	12	4	3	7	4	133.3
	(木造家屋建設業 / 内数)	(4)	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	-1	
	その他の建設業	8	2	1	6	5	3	-2	-40
小計	27	20	17	17	13	13			
運 輸 業	運輸交通事業								
	陸上貨物運送業	6	7	4	6	5	5		
	港湾荷役業	2	2						
小計	8	9	4	6	5	5			
林業			1						
漁業									
そ の 他 の 事 業	卸・小売業	4	6	9	5	5	4	-1	-20
	医療保健業								
	ビルメンテナンス業	1					1	1	
	旅館業		1		1	1		-1	-100
	飲食店			1	1				
	ゴルフ場の事業	1			2	2		-2	-100
	清掃・と畜業	3	3	3	2	1	1		
	上記以外の事業	11	3	9	2	2		-2	-100
小計	20	13	22	13	11	6	-5	-45.5	
合計	64	58	56	42	35	33	-2	-5.7	

1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。【平成22年分は平成23年3月31日をもって確定とする】

2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。